平成２５年度　第３回京都市上下水道事業経営審議委員会

次　　第

開 催 日　　平成２５年１２月１６日（月）
開催時間　　午後３時～午後５時（終了予定）
開催場所　　京都 JA 会館　５階５０５会議室

１　開会
　会議の公開について

２　報告
　第２回京都市上下水道事業経営審議委員会での質問事項について　資料４

３　審議
（１）上下水道事業経営評価について　資料５
（２）歴史的価値のある資産の活用について　資料６

４　今後の予定

５　閉　会

＜配付資料＞
次第
出席者名簿
配席図
資料１　京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱
資料２　京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領
資料３　平成 25 年度第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録
資料４　大口使用者等の基本料金割合について（第２回委員会質問関連）
資料５　上下水道事業経営評価について
資料６　歴史的価値のある資産の活用について

平成 25 年度 第 3 回京都市上下水道事業経営審議委員会出席者名簿

◆　審議委員会委員

（五十音順，敬称略）

氏名	役職等	出欠
植田（うえだ）　智史（さとし）	市民公募委員	出席
奥原（おくはら）　恒興（つねおき）	京都商工会議所専務理事	欠席
○神子（かみこ）　直之（なおゆき）	立命館大学教授（理工学部）	出席
小林（こばやし）　由香（ゆか）	税理士	出席
田村（たむら）　直子（なおこ）	市民公募委員	出席
中嶋（なかじま）　節子（せつこ）	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）	出席
◎水谷（みずたに）　文俊（ふみとし）	神戸大学教授（大学院経営学研究科）	出席
村上（むらかみ）　祐子（ゆうこ）	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長	出席
安田（やすだ）　桂子（けいこ）	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◎：委員長，○：副委員長

◆　京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長　水田　雅博
〃　上下水道局次長　谷口　義隆
〃　技術長　出口　勝徳
〃　総務部長　向畑　秀樹
〃　総務部経営・防災担当部長　小田　久人
〃　技術監理室長　三上　昌行
〃　水道部長　山本　貴文
〃　下水道部長　土居　通治

◇　事務局

上下水道局総務部経営企画課

平成25年度 第3回京都市上下水道事業経営審議委員会配席図

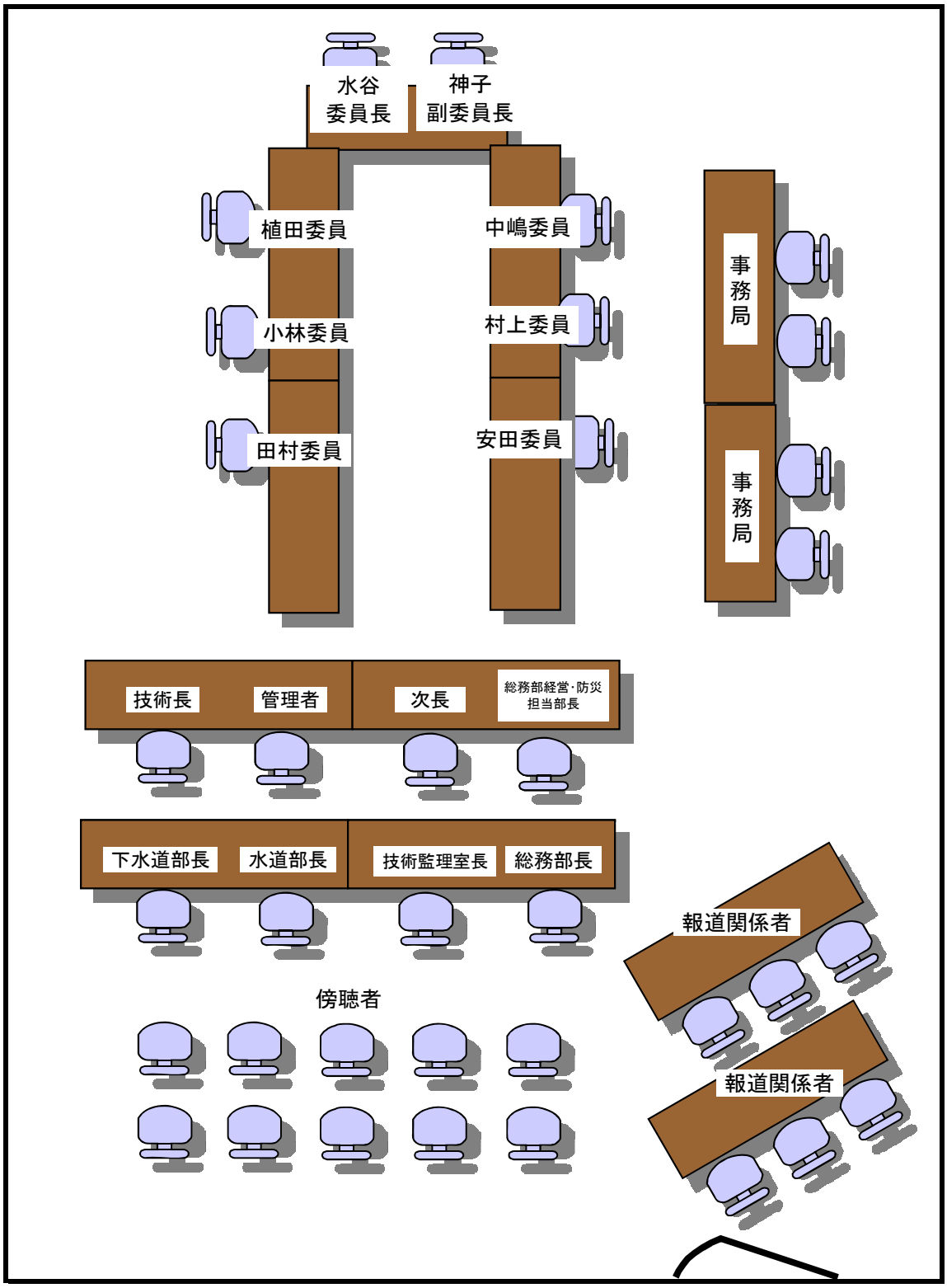

資料１

京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

（設置）

第１条　京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第１１条第２項に規定する委員会として，京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　委員会は，上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め，サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし，市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため，外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに，市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第３条　委員会の所掌事項は，次の各号に掲げるものとする。

⑴　各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討。

⑵　上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案。

⑶　その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案。

（組織）

第４条　委員会は，委員１０名以内をもって組織する。

２　委員は，市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから，管理者が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，２年以内とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，委員の互選により定め，副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

５　委員長及び副委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第７条　委員会は，委員長が招集する。ただし，委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は，管理者が招集する。

２　委員長は，会議の議長となる。

３　委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

４　委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

５　委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第８条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため，委員会に部会を置くことができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は，上下水道局総務部経営企画課において行う。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年７月１日から実施する。

資料２

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

（趣旨）

第１条　京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については，京都市市民参加推進条例第７条及び京都市市民参加推進条例施行規則第３条に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

（会議の公開）

第２条　会議は，原則として公開とする。

２　前項の規定にかかわらず，委員長は，会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第７条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは，会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（公開の方法等）

第３条　会議の公開は，会議の傍聴を希望する者に，当該会議の傍聴を認めることにより行う。

２　委員会は，会議を公開するときは，会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め，会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

（傍聴することができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は，会議を傍聴することができない。

⑴　棒，プラカード，つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

⑵　拡声器，鉢巻，腕章，たすき，ゼッケン，垂れ幕，のぼり，張り紙，ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し，又は携帯している者

⑶　酒気を帯びている者

⑷　その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第５条　傍聴者は，職員の指示に従うとともに，次の各号に掲げる事項を守り，静穏に傍聴しなければならない。

⑴　会議における発言に対して，拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

⑵　会議場において発言しないこと。

⑶　みだりに席を離れないこと。

⑷　飲食又は喫煙をしないこと。

⑸　携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。

⑹　会議場において，撮影，録音その他これに類する行為をしないこと。ただし，委員長の許可を得た者は，この限りでない。

⑺　前各号に定めるもののほか，会議の進行の妨げとなり，又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第６条　傍聴者は，会議を公開しないこととする決定があったときは，速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第７条　委員長は，傍聴者がこの要領の規定に違反したときは，当該違反行為を制止し，その命令に従わないときは，当該傍聴者を退場させることができる。

（議事録等）

第８条　委員会は，会議の終了後速やかに，議事録を作成しなければならない。

２　議事録及び会議の資料は，原則として公開する。

３　前項の規定にかかわらず，委員長は，次のいずれかに該当するときは，議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

⑴　会議を公開しなかったとき。

⑵　議事録又は会議の資料を公開することにより，非公開情報が公になると認めるとき。

４　委員会は，前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは，議事要旨を作成し，公開するものとする。

５　議事録には，委員会において定めた２人の出席委員が署名しなければならない。

附　則

この要領は，平成２５年７月１日から実施する。

資料３

平成 25 年度　第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日　時　　平成２５年１１月１１日（月）　午後２時～４時

場　所　　京都 JA 会館　５階５０５会議室

出席者（五十音順，敬称略）

１　委員

植田　智史　　市民公募委員
神子　直之　　立命館大学教授（理工学部）
小林　由香　　税理士
田村　直子　　市民公募委員
中嶋　節子　　京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）
水谷　文俊　　神戸大学教授（大学院経営学研究科）
安田　桂子　　京都市地域女性連合会常任委員

２　京都市

管理者，次長，技術長，総務部長，総務部経営・防災担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長
事務局（総務部経営企画課）

次第

１　開会
（１）委員長あいさつ
（２）会議の公開について

２　第１回京都市上下水道事業経営審議委員会での質問事項について

３　審議
（１）上下水道事業経営評価について
（２）平成２５年度上下水道事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について
（３）地下水利用専用水道について

４　今後の予定

５　閉　会

内容

１　開会

（１）委員長あいさつ

水谷委員長：　先日までヨーロッパの方へ出張に行き，３箇所ほど学会等に出席したのだが，ウィーンに行った時には，アルプスの水を水道の蛇口から飲めるということで，飲んでみたらやはり美味しかった。一方，ベルギーのブリュッセルではボトル水しか飲めず，２・３ユーロしていた。そういった状況をみると，日本は非常にありがたい状況だと思う。京都の水もこうしたおいしい水なので，是非維持できるように，なおかつ安く市民に供給できるようにしていきたい。本日も，それぞれの立場から忌憚のない意見を言っていただき，より良い水道事業経営ができるようにしていきたいと思う。

（２）会議の公開について

事　務　局：　資料の説明（資料２，資料３）

水谷委員長：　本日の会議は公開とし，議事録については，後日公表することとする。
　第１回審議委員会の議事録を確認したい。修正などなければ，議事録を承認することとする。

神子副委員長：　承認したいと思うが，前回の議事次第もそうだが，私の役職等について，立命館大学教授（環境システム工学科）となっているが，理工学部と書いていただく方が適切かと思う。

水谷委員長：　議事録については，修正をお願いする。後ほど，植田委員と欠席の奥原委員に後日署名をしていただく。本日の議事録の署名は，名簿順で，神子副委員長と小林委員にお願いしたい。

２　第１回京都市上下水道事業経営審議委員会での質問事項について

事　務　局：　資料の説明（資料４，５）

水谷委員長：　事務局の方から，第１回京都市上下水道事業経営審議委員会での質問事項についての説明をしていただいた。更に質問がある方は，発言をお願いしたい。

神子副委員長：　資料４に記載のある，初期ダクタイル鋳鉄管とは何か。また，中期経営プラン概要版３ページに「改築更新の推進」とあり，グラフによると，改築更新をしない場合に，今後老朽化する水道管，下水道管の割合が大幅に増えていくとのこと

である。一方，初期ダクタイル鋳鉄管は今後，増えないものであると思われる。ここで言う「老朽管」と「初期ダクタイル鋳鉄管」の関係がよく分からないので，「初期ダクタイル鋳鉄管の解消」が「改築更新の推進」につながるのかが分かりづらい。

京　都　市：　現在，当局が取替えのターゲットにしている初期ダクタイル鋳鉄管は，管体がダクタイル製であるものの，継ぎ手，曲管が鋳鉄製で弱いものであり，市全体で５４０キロメートル残存している。更新率を１．５％に上げることで，これを１５年間で残存ゼロとする計画である。

また，老朽管という言葉の定義は難しいが，資産償却上の耐用年数は４０年であり，この年数を超えるものが老朽管であると定義すると，今後も老朽管は増えていくことになる。ただし，現在新しく布設している管は６０年以上使用できると言われており，その意味での老朽管は増えず，資産償却上の老朽管は増えていく，ということである。

神子副委員長：　資産償却上の耐用年数を超えるものは増えていくことと，資料４にある初期ダクタイル鋳鉄管がいずれゼロになるということの関係性が分かりづらい。

京　都　市：　中期経営プランで言う老朽管の一部が初期ダクタイル鋳鉄管であり，総延長が５４０キロメートルある。また，配水管の総延長は２，５００キロメートルである。資料４では，更新率１．５％を実施した場合，平成３９年に初期ダクタイル鋳鉄管の残存がゼロになることを示している。一方，中期経営プランでは，４０年という資産上の耐用年数を前提に，耐用年数を超える管が全体の中に占める割合を示している。この割合は，更新率１．５％を実施した場合であっても，今後も増加していく。

ただし，現在新しく布設している管は６０～７０年の耐用年数を見込める状況になっており，この実態の耐用年数で考えれば，更新率１．５％を実施した場合，ある程度，耐用年数の範囲内で更新が回っていくと見込んでいる。

神子副委員長：　初期ダクタイル鋳鉄管以外にも取替管があるのかどうか，また，１．５％にすることで，どれだけ老朽管の割合の上昇がセーブされるかを，何らかの形で見せたほうがよい。

京　都　市：　第１回京都市上下水道事業経営審議委員会資料５のスライド９に，施設の老朽化についての資料があり，ここで示している水道管４０年，下水道管５０年というのが法定耐用年数である。古い管は実際に４０年程度しか使用できないが，現在布設している管は実際の耐用年数が延びており，６０～７０年もつと言われ

ている。更新率１．５％を目指し，初期ダクタイル鋳鉄管５４０キロメートルを解消する１５年後以降は，更新率１．５％を実施すれば，６０～７０年の耐用年数内で一周することになるため,安全である。市民の方により分かりやすいＰＲ，説明を心掛けていく。

植 田 委 員：　新しい管は６０年以上使用できるとのことだが，実質的に耐用年数を超えているものがどの程度あるのか，分かるような形で，老朽管を定義づけできれば良いのではないか。

また，資料５についてだが，１（２）の緊急時確保する水量のうち，実際飲料水として活用できるのはどの程度か。

京　都　市：　実際の耐用年数が資産上の耐用年数を大きく超えている実態を踏まえて，国レベルで資産上の耐用年数を引き上げていく，という動きもあるようだが，現時点では法定耐用年数は水道管４０年，下水道管５０年であるため，公式な場ではこの数字を使用せざるを得ない。

また，資料５の「１（２）上下水道局の施設で緊急時確保する水量」については，全て飲料水として使用できるものである。ただし，配水地等に貯えている水も含めての水量であるため，仮に水道管が断たれている状況であれば，給水車等での運搬や，市民の方に給水所まで足を運んでいただく等の必要があり，災害の内容によって活用できる量は変化する。

３　審議

（１）上下水道事業経営評価について

事　務　局：　資料の説明（資料６，７）

水谷委員長：　事務局の説明や審議事項について，何か意見等ありましたらお願いします。

経営評価については，以前から何回も審議し，かなり良くなっており，改善すべきところがあまりなくなっている中で，更にどうしたらいいのか，というのが課題である。上下水道局から審議事項として提案のあった，中長期計画に対する評価と，重要な項目に対する評価の，２つの審議事項について，なんでも結構なので，意見等お願いしたい。

事　務　局：　本日の開催に先立ち，各委員への審議事項に係る事前説明の中で，重要な項目に対する評価方法として，全ての項目について評価するのではなく，例えば，重要なものだけ評価して,そうでないものは,点数化する必要がないのではないか，という御意見をいただいた。

水谷委員長：　重要な意見である。同じような意見でも結構なので，何か意見はないか。

水谷委員長：　評価をどうするのか，というのは決まったものはない。特に一番目の問題は，単年度でも評価をしていかなくてはならないが，この委員会の前身の経営評価審議委員会の委員からも，中長期の目標があり，それと合わないことをやっているのはどうか，という意見もあった。それをいかに反映させるのか，という事が問題である。

　経営評価は毎年出ており，市民を対象に分かりやすい薄い冊子を作成した。一方で専門家がチェックするために詳しいものが必要である。長期的な計画を考えると，一つの方法としては，冊子の中に，長期的な計画を入れることも必要ではないか。５年でここまで持ってくる，目標はこう，ということをチェックできるようなものを作る，というのはどうか。

　新しい委員の方で，何か意見はないか。

中 嶋 委 員：　この事業に合うか御検討いただきたいが，よくあるのは，星５つぐらいにして，きっちりした数値目標だけではなく，大体中期計画のどのあたりまで，今年の段階で実現できているのか，ということを示してはどうか。大きな基本計画の評価の時には，よく見る方法である。分かりやすく，ということであれば，ベンチマーク的に５段階設定し，星がそろえば，目標達成という形にし，今年は２つ半，次の年になったら３つと，進んでいるのがわかる気がする。

水谷委員長：　細かい数字よりも，ベンチマーク的なもので，大体どの位置にあるのか，が分かるような形で進捗をいれる，という意見である。

植 田 委 員：　（２）の重要度の話については，重要なものを１．５倍にするなど，単純に重み付けをするのかな，と考える。他に気になるのが，３９ページを見ると，Ａが達成している，Ｂ以下は目標値に達していないことになる。イメージではＡはすごくよく，Ｂで合格のように思っていたが，実際はＡにならないと合格ではないというような指標になっているので，ＡＢＣの区分を変えた方がいいのでは，と思う。

京　都　市：　中嶋委員の全体を５段階くらいで表したらどうか，という件については，進捗状況について御指摘いただいているかと思う。中期経営プランで５年間の計画を立てており，その１年目に１００％のうち２０％達成すれば星ひとつで表すという意味か，それとも１年目の事業計画に対する１００％ということを確認したい。

中 嶋 委 員：　単年度の計画に対してではなく，全体の計画を通した目標に対する達成状況のことである。

京　都　市：　５年の期間の中で，現在どのくらい進捗しているかを星などで表すのは一つの方法であるので，検討させていただく。また，評価の基準については，確かにＡ評価については，目標値の１００％以上としており，隙のない仕事をしなければＡをもらえない。３９ページの評価基準は，１０２取組項目の評価で適用し，この１０２の取組項目の上位区分として，２２の重点推進施策の評価がある。重点推進施策の評価については，５点満点でＡではなく，４．６点以上がＡとなるようにしている。取組項目の評価については，これまでの考え方では，最高得点を幅のあるものにしてしまうと，より次の段階で幅が出来てしまうため，厳格な基準を設けていた。しかし，今の御指摘もよく分かるので，このあたりの評価基準の設定についても，改めて検討させていただくのも一つだと思う。

京　都　市：　役所では，かつてはそれぞれの事業の評価をする組織ではなかったが，こうして各局で評価をしていく流れができ始めた。市民の皆さまにどこまで分かりやすいものを示せるかということは，まだまだ検討する余地があると考えている。経営計画についても，これまで進捗状況を公表することはなかったが，それも実施するようになり，こうして審議委員会で御意見をいただくような流れの最中である。中嶋委員のおっしゃった５年計画の中でどの程度に進んでいるのかについては，確かにその各年度の評価をしつつ，例えば５００ｋｍの管を更新しなければならないなら，現在２００ｋｍまで進んでいるなどを示すことが，市民の皆さまにとって分かりやすいものだと思う。また，一方で，評価のあり方や評価基準をどの時点で変えるのかというのは非常に微妙な部分がある。この評価冊子を見て，御意見を頂戴するのは市議会の場ぐらいである。そこでは，背筋が凍るぐらいじっくり見ていただいているが，それのみとなっているので，できるだけ市民の皆さまに分かりやすくしていくのかは非常に大きな課題である。また，色々と御意見を頂戴したいと思う。

水谷委員長：　植田委員からは，（２）に関して，重み付けをするというもっともな意見だと思う。

田 村 委 員：　今のところに関して，意見として，重要度が大きいときは３，中なら２，小なら１と掛け算をして，満点の点数のなかで何％点数が取れたかという方法があると思う。

水谷委員長：　同じように重み付けをして，全体をコントロールしたうえでという意見である。

神子副委員長：　まず，単年度と中期経営プランの関係についてだが，取組項目評価は中期経営プランとの関係性が見えるが，重点推進施策項目については，５年と比べてどうかということが言いづらいのかと思う。先ほど中嶋委員がおっしゃった５年間の目標のうち，５等分して進捗を示していくことが分かりやすいのではないかと思う。（１）については，単年度については取組項目評価で行い，その５年間の進捗については，その目標とのすり合わせで点数化されたらいいと思う。また，重み付けに関しては，した方がいいと思うが，問題はどういう点数にするかである。うまくできているものだけの点数を上げれば，いい評価結果になるが，その辺りのさじ加減はどこで決まるのか。どういうコンセプトでするのか。本筋ではないかもしれないが，褒められたいのか，けなされたいのかで変わってくる。大事なことがちゃんとできていて，ダメなところができていないときに，印象的にそれは９０点なのか５０点になるのか。一番大事なことができていればそれでよいのか。一番ダメなところで点数をつけるのか。それは市民目線でつけるのか，市議会から予算を取るためなのか。その辺りについては，ここで議論することではなく，社会的に決まってくることかと思うが，どういったお考えかお聞かせ願いたい。

京　都　市：　褒めてもらいたいのかどうかという意見があったが，現在の経営評価は取組項目の単年度計画に対する実績について評価をしているため，結果として良い評価が多くなっている。単年度の計画は，前年度の進捗状況を見て，毎年度立てるため，単年度の計画と元々の中期経営プランでの計画が若干離れている項目もある。そういった意味で，どちらも必要なことではあるが，今のシステムの中では，単年度の計画に対する評価であり，ある程度実現可能な計画を単年度ごとに立てるため，結果として良い評価が多くなっている。それを目的にしているわけではないが，今はそういう状況である。今神子先生がおっしゃった観点は，我々も感じるところであり，中嶋先生がおっしゃったような中期プランに対する進捗状況を併せて見せることという，両面の見せ方を考えていくことが大事だと思う。

田 村 委 員：　中期経営プランの達成状況について，達成や未着手などは分かりやすいが，△だけだと，未達成でもどのくらい進んでいるのかが分からない。その辺の記載があった方がよいと思う。

京　都　市：　本冊の９７ページを御覧いただいて，御指摘いただているかと思う。平成２４年度が前中期経営プランの最終年度ということがあり，取組項目のプラン全体に対する達成状況を○△×で示した資料を今回初めてつけさせていただいた。おっしゃるとおり，△のレベルがどの程度のものかここには詳細には書いていない。

内部資料としては，同じ△でも違いが分かるようなデータの蓄積をしているが，そういったところも含めて皆さんにお知らせすることが，より御理解いただくことにつながると思うので，今後はそういったことも考慮して資料の作成をしていきたい。

（２）平成２５年度上下水道事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について

事　務　局：　資料の説明（資料８，資料９）

水谷委員長：　資料の説明及び審議事項について説明があったが，何か意見等あるか。

神子副委員長：　資料９について，赤で囲まれたところは，これしかやっていないということか。

事　務　局：　説明として，重点的に取り組んだものについて例示的に説明させていただいた。すべての項目について，しっかり取り組んでいる。

小 林 委 員：　例えば，Ⅰ－④工事実施中や，Ⅱ―４継続実施中，Ⅳ―４申込受付を開始という状況を書いているが，Ⅲ―１のように工事発注延長割合６２％などの数値があると，今年度中に達成見込みであるなどが分かるが，工事実施中などは，何月に完了予定であるなどの具体的な状況を示していただけると，市民的には判断がしやすいと思う。クレジットカードに関しては，上半期の９月３０日現在で何件の申し込みがあったかなどの記載があれば，動いている状況が分かりやすいかと思う。

京　都　市：　私も説明不足だと思っている。クレジットカード払いについては，今年１０月から実施し，上半期の９月３０日までは１０月からのサービスがスムーズにできるよう取り組んできた。少なくとも１０月１日から開始と書ければよかったが，受付だけをしているように見えている状況である。具体的には，１０月末までに１２００件ほどの申し込みをいただいており，口座振替制や納付書制からクレジットに変更されているお客さまが見られる。そういった情報も含めて記載していきたい。

京　都　市：　工事実施中の記載については，水道や下水道の工事は複数年にわたる工事が多く，単年度で完了するものであれば比較的数値として表しやすいが，複数年のうちの中間点であったりするため表しにくい。しかし，おっしゃるとおり数値として何らか示せる方がわかりやすいと思うため，工夫して数値としてできるだけ表していきたい。

小 林 委 員：　先ほどの３ページの記載に関しては，施設の工事になるので，事業計画の欄に３箇年などと記載し，このうち当年度は遅れているかどうか進捗状況が分かるようにするとよいと思う。厳密に何パーセントまでできているとかではなく，取組が順調に進んでいるかどうかを市民は知りたいと思う。

植 田 委 員：　一点分からないのだが，３ページのＩ－４－④の２項目にある雨水浸透ます設置助成金制度の実施について，計画４０基，助成件数０基とあるが，平成２４年度を見ても，２４年度の目標が３０基で実績が０基となっている。これは，０件でも良いのか。良いのであれば目標からはずべきだと思うが，あるいは事情があって０件のままなのか。

京　都　市：　市会でも同様の質疑があった。雨水浸透ますの助成制度を実施したが，実際には京都市内で雨水浸透ますが全くできていないわけではなく，自身で設置したり，公の施設への設置は進んでいる。助成の制度であり，設置については任意であるため，設置しようとする御家庭は少なく，ゆとりのある方は，助成を頼らずに自らで設置されている。少しでも進めようと制度を開設したが，助成金額を上げても，広がりがでてないというのが現状である。工事業者等へも積極的に制度のＰＲも行っているが，現実には進展はない。だからといって，助成制度をやめるのもいかがなものか，という状況である。

（３）地下水利用専用水道について

事　務　局：　資料の説明（資料１０）

水谷委員長：　事務局からの「地下水利用専用水道について」の説明について，何か質問や意見はあるか。

神子副委員長：　改定前後の料金表とあるが，既に改定はされているのか。これまで１５，０００円であった方が２８０，０００円となっている。法律などで決まっているのだろうが，払ってくれるのか。

京　都　市：　これは，条例で定めているものであり，今年の２月の市会で議決をいただいている。条例で定めているものであり，当然，従っていただくことになる。副委員長の御指摘は，基本料金のみをみると，大幅な引き上げとなっているとの懸念であるかと思う。これまで，７５ミリメートル以上の場合は，１５，４７０円の基本料金であったが，普通に御使用いただいていれば，新しい基本料金の金額を従量料金で御負担いただいていた。それを基本料金に設定することで，基本料金の割合を高めたものである。普通にご使用いただければ，実質改定率としては，

どの口径も１２パーセント程度となる。ただし，地下水利用専用水道を御利用の場合のように，少ない使用水量の場合には，これまで１５，０００円程度の負担であったものが，一気に基本料金まで負担が増えるケースもある。なお，大幅に基本料金が引き上げとなる利用者については，条例改正前後に個別説明を行っている。

神子副委員長：　給水管の口径を小さくすると，安くなるのであれば，そのような工事をする方はいるのか。それとも，できないのか。

京　都　市：　給水管の口径を小さくすることは可能である。大きな口径を使用している方は，何らかの事業をされている場合が多いが，その中で，現在，使用水量が少ない方は 地下水を利用している場合もあるだろうが，事業をやめている場合もある。そういった方に対しては，工事資金を借り入れる場合の利子補給制度を新たに用意させていただいている。今のところ，制度の利用は無いが，口径を小さくするという工事は数件ある。

神子副委員長：　大きな口径の方は，使用水量が多いということか。

中 嶋 委 員：　スライド７で，基本料金割合をみると，改定前後で０．５パーセントしか上がっていないが，基本料金を改定した目的は何か。今後，地下水の対応を考えるうえで，基本料金の改定はステップの一つとして考えているのか。

京　都　市：　今回の料金改定の前に，水谷委員長，小林委員にも委員になっていただいた料金制度審議委員会を設置し，外部の有識者などの意見も踏まえて，行政として料金改定の案を作っていった。その委員会の課題の一つに，地下水利用専用水道もあったが，まず今回の料金改定においては，地下水利用専用水道だけではなく，施設の規模・給水管の口径に応じた，基本料金を設定した。これまでも，段階的な基本料金の設定とはなっていたものの，７５ミリメートル以上は一律の基本料金となっていたので，今回，７５ミリメートル以上も，きめ細かく口径ごとに適正な基本料金を設定した。今回の審議委員会では，個別の課題としてまだ残っている地下水利用専用水道について，御意見をいただきたいと考えている。

植 田 委 員：　スライド７の基本料金割合は，誰の場合のものか。全体のものか，それとも大口だけなのか。

京　都　市：　水道事業全体のものである。

植 田 委 員：　改定前も改定後も，色んな方いるが，全体で合わせるとこのような割合になるということか。

京　都　市：　そのとおりである。

植 田 委 員：　今回議論になっている地下水専用水道の利用者は大口使用者であるので，これを大口だけに絞ると，どのような割合になるのか。

事　務　局：　大口だけに絞ったものを準備する。

京　都　市：　具体的な数字はないが，スライド５で，小口利用者，大口利用者の基本料金・従量料金の割合の配分イメージを示している。大口の地下水利用者に関しては，本来，従量料金で負担していただきたい部分が負担していただけていない。

神子副委員長：　固定費は基本料金ではないのか。基本料金と従量料金は収入で，固定費，変動費，需要家費とあるがその関係はどのようになっているのか。

水谷委員長：　費用を固定費，変動費，需要家費に分けている。需要家費は，固定費のうち需要家によってかかる経費である。基本料金と従量料金は料金，すなわち収入である。スライド５のうち，固定費，変動費とあるのは費用であり，それに対して，料金徴収で考える基本料金，従量料金とあるのは収入である。本来であれば，基本料金で固定費を賄えればいいのだが，昔から固定費の多くは従量料金に割り振られていて，この構造を少しでも基本料金に割り振ろうということを考えたということである。

神子副委員長：　携帯電話のように，無料通話分を大きくしようというものでもないのか。

水谷委員長：　大きく変えると，現状から乖離が大きくなるので難しい。

水谷委員長：　次に，審議事項として，今後の進め方について，事前に事務局から相談があり，私の経験も含めて，私案を伝え，資料にまとめていただいている。これについて，事務局から説明をお願いする。

事　務　局：　資料の説明（資料１１）

水谷委員長：　補足説明をすると，京都市に限らず全国の共通の課題として，地下水を利用するケースが増えると，いくら経営努力をしても経営が厳しくなる。それを何とか

考えていかなくてはいけないが，基本的には，料金設定を考えることとなり，専門性がかなり高くなるので，ある程度専門性がある方で部会を設置し，委員会とは別で進めるのがいいのではないかと考えるが，いかがか。

小 林 委 員：　水谷委員長は，昨年度まで設置されていた上下水道の料金制度審議員会の副委員長をされており，神戸市の地下水利用専用水道対策にも関わってこられたとお聞きしている。このため，料金や地下水の対策に造詣の深い水谷委員長に，部会の設置など，地下水利用専用水道に関する進め方について一任するのが良いと考える。

水谷委員長：　地下水利用専用水道に関する進め方について，私に一任するとの御意見をいただいたが，いかがか。

　それでは，今後の地下水利用専用水道については，神子副委員長，事務局とも相談しながら，専門部会を設置する方向で進めていくこととする。

事　務　局：　それでは，地下水利用専用水道については，今後，水谷委員長に御指示をいただき，進めさせていただく。

4　今後の予定

事　務　局:　今後の予定ですが,委員会の第３回及び第４回の開催スケジュールについては，次回の第３回が１２月１６日月曜日午後３時から午後５時，第４回は，年明けの１月３０日木曜日午後５時から午後７時の開催を予定している。また，地下水利用専用水道の専門部会等の関係については，別途お知らせさせていただくので，よろしくお願いしたい。

水谷委員長：　それでは，次回１２月１６日に開催予定ということで，本日の審議を終わりたいと思う。時間が無い中で，皆さんに急がせてしまったようだが，なんとか時間内にできた。今後も色々な忌憚のない意見をいただきたい。本日はありがとうございました。

5　閉　会

資料４

大口使用者等の基本料金割合について（第２回委員会質問関連）

第２回経営審議委員会で質問のありました「大口径（給水管の口径が 50 ミリメートル以上）の使用者における基本料金割合」について，以下のとおり報告します。

１　大口径（給水管の口径が 50 ミリメートル以上）の使用者における基本料金割合

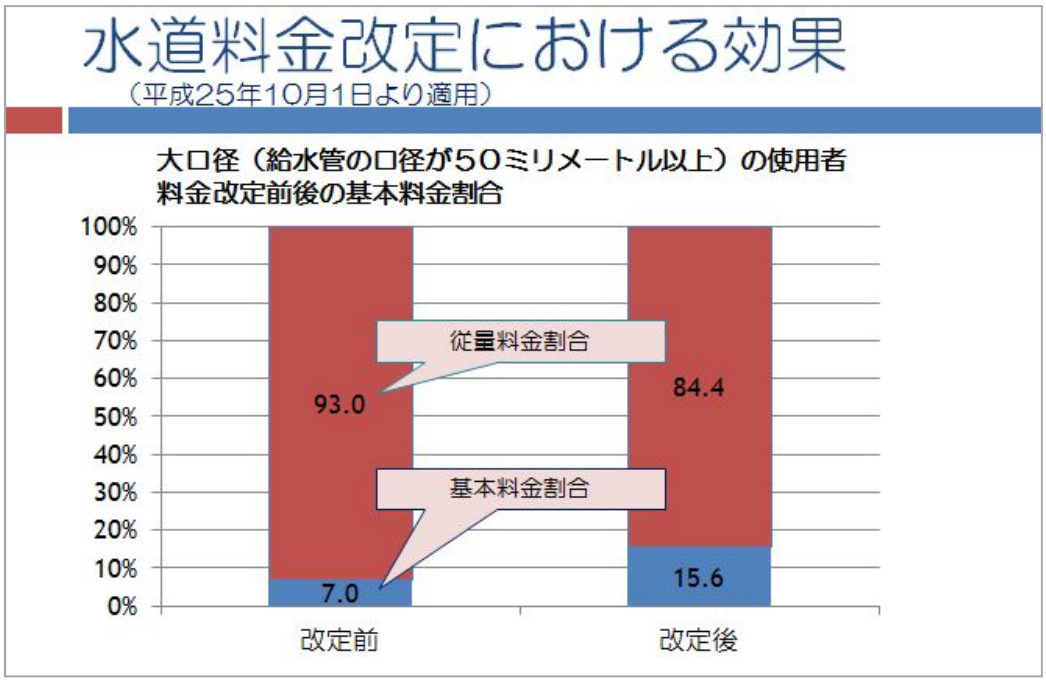

基本料金を見直したため，大口径の基本料金割合は２．２倍となる。
しかしながら，大口径では，１使用者当たりの使用水量が多いため，全体の数値に比べて従量料金割合が高くなる。

２　使用者全体における基本料金割合（第２回経営審議委員会資料より）

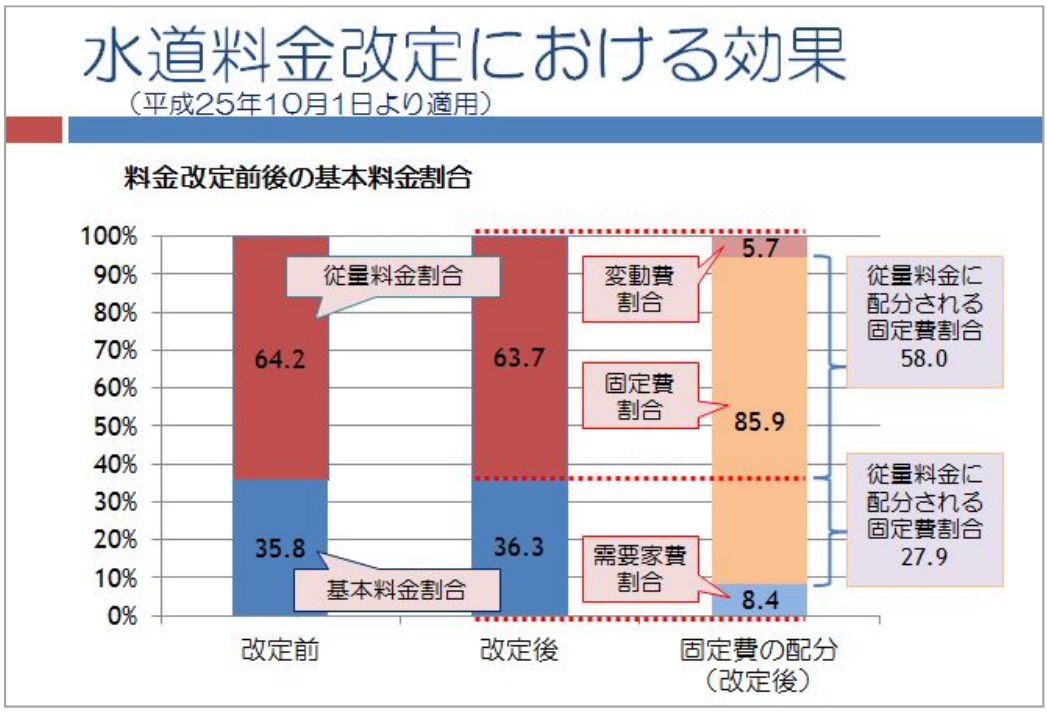

資料５

上下水道事業経営評価について

１　中期経営プラン（中長期計画）に対する評価について

（１）第２回委員会の審議内容

単年度の事業に対する評価を実施しているが，中期経営プラン（中長期計画）に対する進捗状況が反映されていない。単年度と併せてどのように評価すべきか。

（２）第２回委員会での意見

・冊子の中に，長期的な計画を入れることも必要ではないか。目標が確認できるようなものを作ってはどうか。

・星５つぐらいにして，きっちりした数値目標だけではなく，大体中期計画のどのあたりまで，今年の段階で実現できているのか，ということを示してはどうか。ベンチマーク的に５段階設定し，星がそろえば，目標達成という形にし，今年は２つ半，次の年になったら３つと，進んでいるのがわかる。

・取組項目評価は中期経営プランとの関係性が見えるが，重点推進施策項目については，５年と比べてどうかということが言いづらいのかと思う。単年度については取組項目評価で行い，その５年間の進捗については，その目標とのすり合わせで点数化されたらいいと思う。

（３）上下水道局案

中期経営プランの目標水準ごとに「進捗度」を算出し，取組項目ごとに集約のうえ，５段階でプランの進捗状況を表す。最終年度はプランの進捗状況に基づき，プランの評価を実施する。（別紙１）

目標水準ごとの進捗

目標水準ごとに，以下の方法で進捗度を算出する。

①指標値により算出する方法

②工事の進捗率による方法

③単年度評価を数値化し積み上げていく方法

取組項目ごとの進捗

各目標の進捗度の平均値により，取組項目の進捗度を算出し，右の表の区分によりプランの進捗状況を表す。

進捗度	プラン進捗状況	
1～30	1	
31～50	2	
51～70	3	
71～90	4	
91～	5	

２　重要な事業に対する評価について

（１）第２回委員会の審議内容

事業内容の重要性に差があるが，評価については一つの項目として，一律の評価をしている。重要な事業について，評価のうえでどのように反映させていくべきか。

（２）第２回委員会での意見

・全ての項目について評価するのではなく，重要なものだけ評価して，そうでないものは，点数化する必要がないのではないか。
・重要なものを１．５倍にするなど，重み付けをすればよいのではないか。
・重要度が大きいときは３，中なら２，小なら１と掛け算をして，満点の点数のなかで何％点数が取れたかという方法があると思う。
・重み付けに関しては，した方がいいと思うが，問題はどういう点数にするかである。うまくできているものだけの点数を上げれば，いい評価結果になるが，その辺りのさじ加減はどこで決まるのか。どういうコンセプトでするのか。

（３）上下水道局案

中期経営プランにおいて，特に力を入れて実施する５つの重点項目を設けていることから，重点項目を構成する取組項目を重要な事業として位置づけ，当該取組項目のみを抜き出し，集約することで，重点項目以外の項目が影響を与えない評価を実施する。（別紙２）

重要な事業の項目に対する評価に加重をつける，という方法については，どの程度の加重が適正であるかの判断が難しいため，局内で継続して検討していく。

３　来年度の評価実施について

今後，中期経営プランに対する進捗状況や，重要な事業に対する評価について，局内で制度設計し，年度内を目途に評価手法を確定する。

重点推進施策名	２	地震等の災害に強い上下水道施設の整備
事業の目的	配水管及び補助配水管の布設替え及び新設工事を計画的に実施し，水道管路の耐震化を促進します。	
25年度の評価	B	重点推進施策プラン進捗状況
課題及び今後の取組		

	取組項目一覧	25評価	プラン進捗状況
①	水道システムの耐震性向上	a	
②	導水施設の２系統化によるバックアップ体制の強化	c	
③	連絡幹線配水管の布設	a	
④	老朽化した下水管の耐震性向上	a	
⑤	下水道施設の地震対策の強化	b	

【取組項目別評価】

取組項目名	Ⅰ-2-①	水道システムの耐震性向上

平成25年度評価

評価結果	実績	
a	・配水管耐震化工事の実施　28km ・補助配水管耐震化工事の実施　14km ・配水管更新率　0.8% ・水道管路の耐震化率10.6%	・主要管路の耐震適合性管の割合　43.5% ・蹴上第1高区配水池改良工事実施

中期経営プランの進捗状況

プラン進捗状況		算出方法	25末プラン進捗度 目標水準別	
目標水準	・配水管更新率　1.2%	年度累計	20	19
	・水道管路の耐震化率15.4%	指標値	20	
	・主要管路の耐震適合性管の割合49.5%	指標値	24	
	・緊急遮断弁設置工事の完了（20箇所）	事業完了	30	
	・松ケ崎浄水場の1／2の施設能力の耐震化（27年度より工事着手）	事業完了	0	

重点項目　②　災害対策の強化

地震や浸水などの災害に対して，被害を最小限にし，迅速な対応を行い，早期に機能回復が図れる災害に強いライフラインを構築する。

25年度の評価	B	重点項目プラン進捗状況	

重点項目ごとの実績，評価，課題等を記載。

施策名	取組項目	掲載ページ
地震等の災害に強い上下水道施設の整備		
上下水道管路・施設の耐震化の促進	Ⅰ-2-①，③～⑤	P31～P34
新山科浄水場第２導水トンネルの整備	Ⅰ-2-②	P32

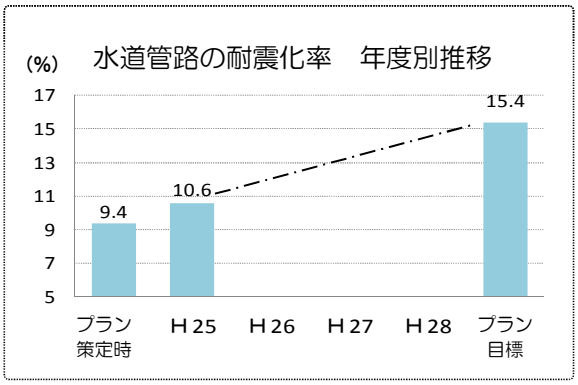

主な実績等をイラストや図を使用して説明

雨に強く安心できる浸水対策の推進		
地下街等を有する地区等の浸水対策	Ⅰ-4-①～④	

資料６

歴史的価値のある資産の活用について

１　提案趣旨

京都市上下水道局は，１２０年以上前に建設された琵琶湖疏水をはじめ，歴史的価値のある資産を保有しており，その歴史や価値を市民の皆さまに広く知っていただくことにより，上下水道事業への親しみや関心が高まることを期待している。

２　審議事項

水路閣や第一疏水のトンネル入口,出口等が国の史跡として指定されている琵琶湖疏水や，旧九条山浄水場ポンプ室などの歴史的な資産の活用方法や，旧九条山浄水場ポンプ室を含む旧九条山浄水場全体の活用方法などについて,自由な御意見やアイデアをいただきたい。

＜旧九条山浄水場ポンプ室＞

＜旧九条山浄水場＞

旧九条山浄水場ポンプ室

１　所在地
京都市山科区日ノ岡夷谷町

２　施設利用期間
明治４５年竣工
平成４年取水停止

３　建築面積
約１７３．７５㎡

４　構造
レンガ造り

５　建築様式
ネオ・ルネサンス様式（ポーチ，円柱付きバルコニー有）

６　設計者
片山東熊（帝国京都博物館（現京都国立博物館）や東宮御所（現迎賓館赤坂離宮）の設計者），山本直三郎

７　位置図等
別紙１及び別紙２

８　写真

旧九条山浄水場

１　所在地

京都市山科区日ノ岡夷谷町

２　施設利用期間

昭和２４年竣工

昭和６１年度に浄水作業を停止

その後，平成１５年度まで実験プラント施設として活用

３　敷地面積

約１６，０００㎡

４　位置図等

別紙１及び別紙２

５　写真

別紙１

＜施設位置図＞

松ケ崎浄水場
京都府
滋賀県
R161
琵琶湖
湖西線
分線放水口
疏水分線
蹴上インクライン
堀川
鴨川
白川放水路
疏水事務所
夷川発電所
旧九条山浄水場ポンプ室
旧九条山浄水場
第2疏水取水口
第1疏水取水口
蹴上発電所
蹴上浄水場
第2疏水
藤尾
安朱
日ノ岡
御陵
R9
第１疏水
京都駅
東海道新幹線
JR奈良線
R171
R1
R24
新山科浄水場
名神高速道路
東海道本線
墨染発電所
伏見新放水路
本線放水口（堀詰町）
阪神高速道路
桂川
新高瀬川
濠川
宇治川取水口
宇治川
第１疏水　１９,９６８m
疏水分線　３,３４６m
第２疏水　７,４２３m
連絡トンネル　４,５２９m
導水管・導水トンネル
平成25年1月現在

別紙２

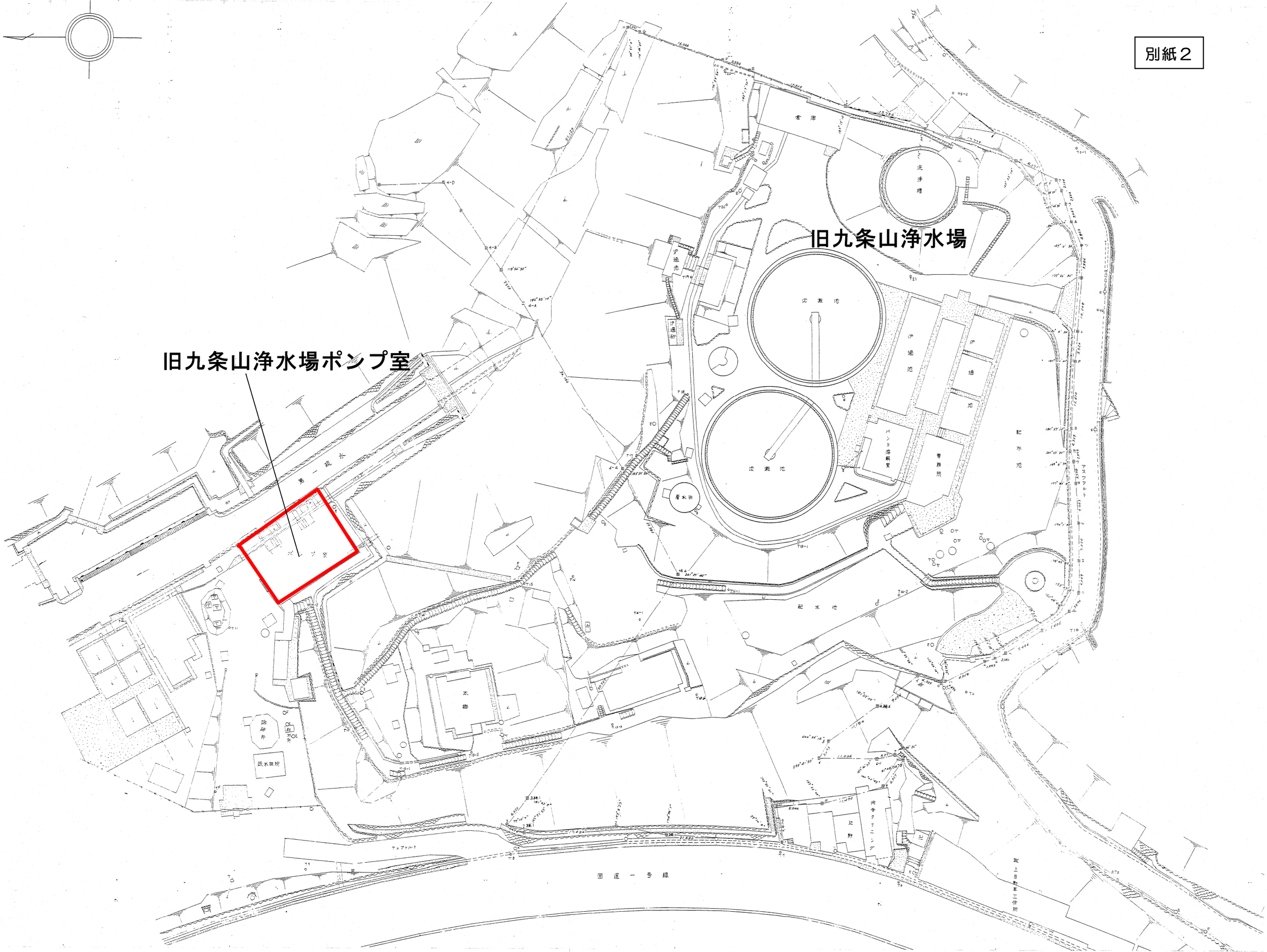
旧九条山浄水場
旧九条山浄水場ポンプ室
沈澱池
沈澱池
沈澱池
洗浄槽
倉庫
沪過池
沪過池
沪過池
バンド溶解室
事務所
配水池
配水池
着水井
本郷
除砂井
汚水施設
河合クリニング
辻野
国道一号線
アスファルト

疏水船下り事業について

別紙３

取　　材　　案　　内
（京都市・大津市同時）

平成２５年１２月　９　日
上　下　水　道　局
(担当　総務部経営企画課　℡672-7709)
産　業　観　光　局
(担当　観光ＭＩＣＥ推進室　℡222-4133)

～先人たちの明治ロマンを感じて～
フィールドミュージアムとしての琵琶湖疏水を活用した船下り試乗会の実施について

明治２３年の第一疏水の完成から現在に至るまで，琵琶湖疏水は，京都市民の飲料水，生活用水，工業用水として京都の発展に多大な貢献をしてきました。また，周辺には春の桜や秋の紅葉など四季の変化に富み，様々な史跡や近代遺産施設等が点在する京都市と大津市共通の観光資源としても親しまれています。

このたび，先人たちの明治ロマンを感じる，フィールドミュージアムとしての琵琶湖疏水を活用した船下り事業実施に向けて，大津市から京都市への船下り試乗会を下記のとおり実施しますので，お知らせします。

記

１　実施日時
平成２５年１２月１４日（土）午後１時～午後２時１０分（約７０分）

２　実施コース
京都市上下水道局疏水事務所大津分所から蹴上船溜りまで（約７．８ｋｍ）

３　船下りの使用船
京都市上下水道局が保有する作業船２隻

４　乗船者
・京都市関係：門川大作 京都市長，脇博一 京都市観光協会副会長　ほか
・大津市関係：越直美 大津市長，下條弘 びわこ大津観光協会会長　ほか

５　取材について
両市長の乗船前又は下船後の現地取材が可能です。

なお，気象警報・注意報発令等の場合は試乗会を中止します。実施の有無を連絡するため，現地取材を希望する場合は，１２月１２日（木）までに観光ＭＩＣＥ推進室（ＴＥＬ２２２－４１３３）までご連絡ください。

■ 国の史跡指定

琵琶湖疏水は，明治中期の日本の土木技術水準を示すとともに，舟運，水力発電，水道等を通じて近代都市としての京都の発展を支えた重要な遺跡であるとして，平成８年６月，その一部である12箇所について，当時の文部省により国の史跡に指定されました。

① 第1トンネル入口部分

② 第1竪坑

③ 第2竪坑

④ 第1トンネル出口部分

⑤ 第2トンネル入口部分

⑥ 第2トンネル出口部分

⑦ 第3トンネル入口部分

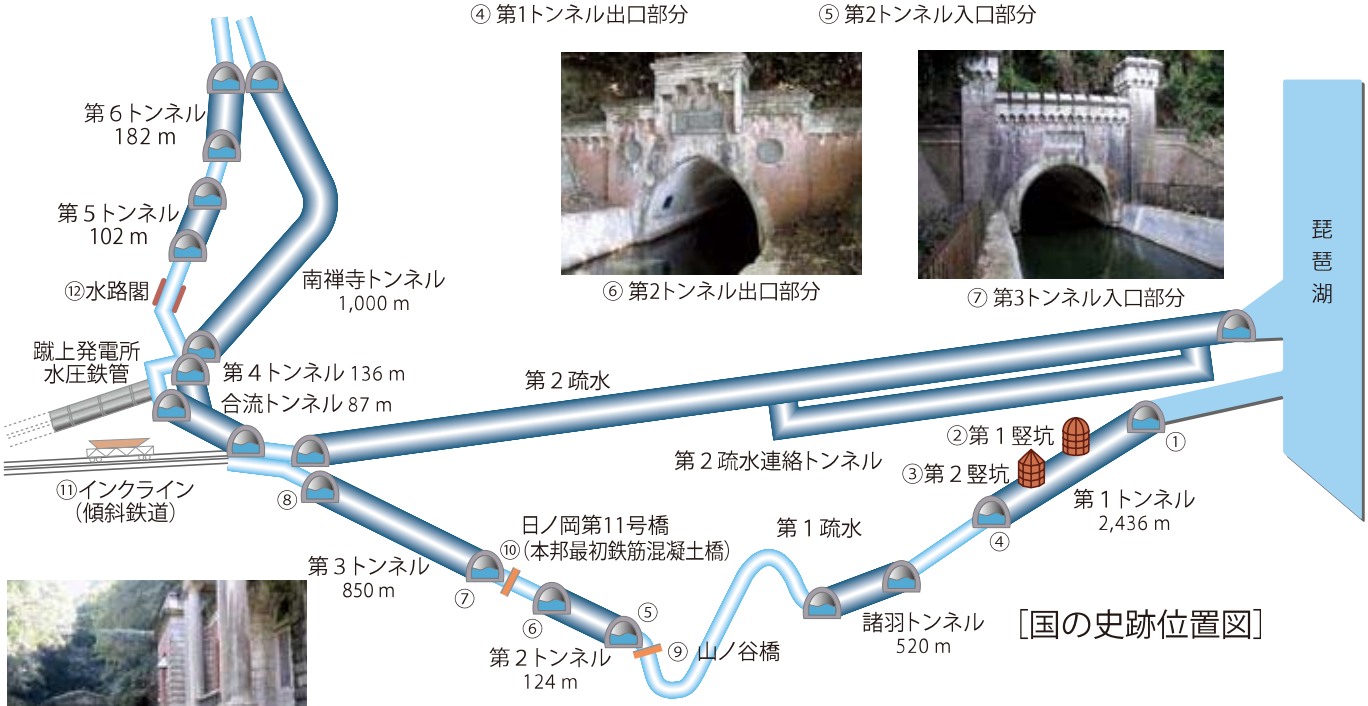

［国の史跡位置図］

⑧ 第3トンネル出口部分

⑨ 山ノ谷橋

⑩ 日ノ岡第11号橋
（本邦最初鉄筋混凝土橋）

⑪ インクライン

⑫ 水路閣

◆ 疏水百選

日本の美しく豊かな“水・土・里”を育て維持することを目的に，国民のみなさまの投票や選定委員会の評価を経て，平成18年2月に農林水産省によって全国の疏水から琵琶湖疏水を含む110箇所が疏水百選として選定されました。

◆ 近代化産業遺産

平成19年11月経済産業省が，近代化産業遺産が持つ価値をより顕在化させ，地域活性化に役立てることを目的に，幕末から戦前にかけて革新的な役割を果たした産業遺産を地域史，産業史を軸に33のストーリーに取りまとめて公表するとともに，その近代化産業遺産に対して認定を行いました。

その中で，琵琶湖疏水は「京都における産業の近代化の歩みを物語る琵琶湖疏水などの近代化産業遺産群」の構成遺産として認定されました。